

平成17年第1回潟上市議会臨時会会議録（第3日）

○開 会 平成17年 3月30日 午前10:00

○閉 会 午前11:04

○出席議員（50名）

1番 二田 功	3番 千田 正英	4番 鑑 則夫
5番 佐藤 富夫	6番 菅原 勉	7番 吉田 義雄
8番 門間 兵一郎	9番 児玉 春雄	10番 佐々木 松雄
11番 千種 清一	12番 佐藤 昇	13番 大谷 貞廣
15番 富樫 鉄蔵	16番 佐藤 義久	17番 淡路 五十一
18番 藤原 幸作	19番 鎌田 久	20番 伊藤 金英
21番 村井 政克	22番 佐藤 正信	23番 後藤 一志
24番 伊藤 博	25番 佐藤 忠悦	26番 澤井 昭二郎
27番 菅原 久和	28番 佐藤 恵佐雄	29番 菅原 養太郎
30番 西村 武	31番 奈良 与三郎	32番 成田 進
33番 菅原 市郎	34番 土肥 茂宏	35番 鑑 仁志
36番 武藤 守	37番 小林 友明	38番 藤原 幸雄
39番 佐藤 傳一郎	40番 嶋田 満雄	41番 菅原 俊雄
42番 大澤 一義	43番 鈴木 組子	44番 堀井 克見
45番 佐藤 幸孝	46番 藤原 典男	47番 伊藤 栄悦
48番 徳原 恭一	49番 菅原 権悦	50番 阿部 幸基
51番 門間 英也	52番 赤平 末次郎	

○欠席議員（2名）

2番 菅原 伊佐美 14番 櫻庭 金市

○説明のための出席者

市長職務執行者 小玉 久男 教 育 長 小 林 洋  
総務部長 大越 宏 企 画 部 長 鑑 利行

産業建設部長	伊藤賢志	市民生活部長	菅生一也
福祉保健部長	門間鋼悦	教育次長	千種肇
総務課長	鈴木公悦	総合政策課長	鈴木司
財政課長	澤井昭	税務課長	伊藤正
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
都市整備課長	鎌田洋一	会計課長	櫻庭新悦
収納課長	中泉作右衛門	追分出張所長	鈴木久雄
財政課長待遇	三浦喜博	下水道課長	鈴原貞雄
水道課長	小林健一	総務学事課長	佐藤磐
市民課長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
農業委員会事務局長	石黒敬二郎	幼児教育課長	田中茂隆
生活環境課長	鈴木鋼生	健康課長	川上秀佐男
生涯学習課長	丸谷昇	スポーツ振興課長	根一
国体事務局長	菅原徳志	高齢福祉課長	門間裕一
飯田川庁舎総合窓口長	山平東	昭和庁舎総合窓口長	佐々木博信
天王庁舎総合窓口長	伊藤清孝		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野耕二	議会事務局課長待遇	伊藤正吉
--------	-------	-----------	------

平成17年第1回潟上市議会臨時会日程表（新市初議会）

平成17年3月30日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 承認第 1号  | 専決処分の承認について（潟上市役所の位置を定める条例ほか182件の条例制定）           |
| 日程第 2  | 承認第 2号  | 専決処分の承認について（平成16年度潟上市一般会計暫定予算ほか12件）              |
| 日程第 3  | 承認第 3号  | 専決処分の承認について（字の名称の変更）                             |
| 日程第 4  | 承認第 4号  | 専決処分の承認について（指定金融機関の指定）                           |
| 日程第 5  | 承認第 5号  | 専決処分の承認について（潟上市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託）              |
| 日程第 6  | 承認第 6号  | 専決処分の承認について（秋田周辺広域市町村圏協議会に加入する件）                 |
| 日程第 7  | 承認第 7号  | 専決処分の承認について（南秋田郡介護認定審査会に加入する件）                   |
| 日程第 8  | 承認第 8号  | 専決処分の承認について（秋田県農業信用基金協会の会員となる件）                  |
| 日程第 9  | 承認第 9号  | 専決処分の承認について（秋田県漁業信用基金協会の会員となる件）                  |
| 日程第 10 | 承認第 10号 | 専決処分の承認について（潟上市が保育を実施する児童に男鹿市立保育所を使用させることに関する協議） |
| 日程第 11 | 承認第 11号 | 専決処分の承認について（潟上市が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることに関する協議） |
| 日程第 12 | 承認第 12号 | 専決処分の承認について（潟上市立保育所を秋田市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議） |
| 日程第 13 | 承認第 13号 | 専決処分の承認について（潟上市立保育所を三条市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議） |

- 日程第 1 4 議案第 1 号 潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
(案) について
- 日程第 1 5 議案第 2 号 潟上市戸別合併勝利浄化槽の整備に関する条例 (案) に  
ついて
- 日程第 1 6 議案第 3 号 潟上市特別会計条例の一部を改正する条例 (案) につ  
いて
- 日程第 1 7 議案第 4 号 潟上市が保育を実施する児童に大潟村立保育所を使用さ  
せることに関する協議について
- 日程第 1 8 議案第 5 号 平成 1 7 年度潟上市一般会計暫定予算 (案) について
- 日程第 1 9 議案第 6 号 平成 1 7 年度潟上市国民健康保険事業特別会計暫定予算  
(案) について
- 日程第 2 0 議案第 7 号 平成 1 7 年度潟上市老人保健特別会計暫定予算 (案) に  
ついて
- 日程第 2 1 議案第 8 号 平成 1 7 年度潟上市介護保険事業特別会計暫定予算  
(案) について
- 日程第 2 2 議案第 9 号 平成 1 7 年度潟上市有線放送事業特別会計暫定予算  
(案) について
- 日程第 2 3 議案第 1 0 号 平成 1 7 年度潟上市農業集落排水事業特別会計暫定予算  
(案) について
- 日程第 2 4 議案第 1 1 号 平成 1 7 年度潟上市下水道事業特別会計暫定予算 (案)  
について
- 日程第 2 5 議案第 1 2 号 平成 1 7 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計暫定予  
算 (案) について
- 日程第 2 6 議案第 1 3 号 平成 1 7 年度潟上市豊川財産区特別会計暫定予算 (案)  
について
- 日程第 2 7 議案第 1 4 号 平成 1 7 年度潟上市下虻川財産区特別会計暫定予算  
(案) について
- 日程第 2 8 議案第 1 5 号 平成 1 7 年度潟上市和田妹川財産区特別会計暫定予算  
(案) について

日程第 29 議案第 16 号 平成 17 年度潟上市飯塚財産区特別会計暫定予算（案）  
について

日程第 30 議案第 17 号 平成 17 年度潟上市土地取得事業特別会計暫定予算  
（案）について

日程第 31 議案第 18 号 平成 17 年度潟上市水道事業会計暫定予算（案）につい  
て

午前10時00分 開議

○議長（赤平末次郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は50名です。

なお、本日は2番菅原伊佐美議員、14番櫻庭金市議員が欠席しております。両名とも体調の不調でございます。

もちろん定足数に達しておりますので、これより平成17年第1回潟上市臨時会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1、承認第1号、潟上市役所の位置を定める条例ほか182件の条例制定の承認についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。

朗読前に、18番。

○18番（藤原幸作） おはようございます。連日、御苦労さまでございます。

連日、議会が非常に空転したと申しますか、今日の秋田魁新聞の「地方点描」にもありますように、市民の理を考える議論より主導権の掌握というふうな韓国語のこと（「地方点描」）もありましたがそういうふうな状態でございます。やはり生き生き3万6,000人の夢を乗せて潟上丸が出航したわけでございますが、今の状態ですと、いわゆる希望と夢がなくなりつつあるのではないかというふうな議会の雰囲気だと私は思います。

そこで提案でございますが、昨日は懲罰委員会を会派代表という形でもって、それから選ぶ、抽選にするということがございましたけれども、これはまた一方では、いわゆるこれは、訴える方が裁判官になるということからみても、また117条の、地方自治法第117条の趣旨からみても不適當ということもございまして、私は懲罰特別委員会というよりも議長あつせんによりまして、これを取り下げると。そして、やはりいろいろなことにつきましては、その当事者がここでもってご発言をして円満におさめると。そして、今日から軌道に乗せるということが私ども良識ある議員として非常に大事だと。もし、これがそのままになりますと、また不信任案、動議、お互いの懲罰動議の提出しあいということになると思います。そういうふうなことのないように、円滑に運営することが議会として非常に大事だと。恐らく各議員もそのように思っているんじゃない

いかと思いますので、議長から、その点をぜひあつせんを賜りたいと、ぜひ取り下げまして、これから議会運営がスムーズにいくように取り計らいをお願い申し上げます。

○議長（赤平末次郎） 私も議長として、この議会の議事進行、議会運営については非常に心配しております。どうかノーマルな形での議会運営ができますように心から祈っている次第でございますけれども、懲罰動議を取り下げたしまして、堀井議員から一言言葉があるようでございますので、堀井議員、発言してください。はい、44番堀井議員。こちらの方に出てきてください。いいですか、そこで。

○44番（堀井克見） 先ほど、今、議長からですね、お話しがありましたとおり、私も初議会でもありまして地域性の違い等もありました。そして、表現に差異があり、今後はお互いに理解しあえるような表現に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（赤平末次郎） ただいまの堀井議員の、私は陳謝の言葉と受け取りましたけれども、そういうことの意味において、懲罰の動議を取り下げることをお願いしたいと思いますが、提出者、佐藤義久議員、いかがですか。

○16番（佐藤義久） 今のお言葉、それから藤原議員のとおりで、円満に議会運営がなされれば結構でありますので、取り下げしても構いません。

○議長（赤平末次郎） それでは、懲罰の動議は取り下げることといたします。

それでは、早速、日程の方に入ります。

（「議長、議事運営でお願いします」という声あり）

○24番（伊藤 博） ただいま円満にということでお話しでしたが、昨日の審議、発議第9号の農業委員会委員の推薦について、本日の新聞報道によりまして、市民より問い合わせが1件ありました。その内容は、推薦された議員が認定農家に認定されていない状況の中で認定されているということは確認をされているのかというふうなものでありました。昨日の推選のときに、推選の理由として30番議員から認定農業者として農業に従事しているんだというふうな推選の弁がありました。ですので、その問い合わせについて議長により事実確認を行っていただきたいと思います。

それで、この問い合わせに対してもし事実と反することがあった場合には、やはり推選理由にあった認定農業者としての農業に従事しているという趣旨の発言を受けて推選に賛同したという事実もあります。それが間違いであったということであれば、それは

全く根拠のない推選理由だったということになると思います。

また、そのことによって事実でないことが明らかになった場合には、やはり事実でなかったということに基づいたわけですので、その決議は破棄されて審議のやり直しをすべきだと思います。

また、それが事実だということになれば、当然、当事者に対しての処分が議長から行われるべきだと思います。

以上、議長の取り計らいをお願いいたします。

○議長（赤平末次郎） 暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

.....  
午前10時23分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開いたします。

先ほどの24番伊藤議員からの発言については、調査して返答を申し上げます。はい、50番。

○50番（阿部幸基） 一言だけ、会議規則一時不再議の件についてお話しをしておきたいと思います。

一時不再議第15条で、議会で議決された事件については同一会期中は再び提出することができないということですので、決定をしておりますので、それでいいんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 早速、日程に入ります。

【日程第1、承認第1号、潟上市市役所の位置を定める条例ほか182件の条例制定の承認について】を議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） おはようございます。

それでは、議案の1ページでございます。

承認第1号、専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

平成17年 3 月28日 潟上市長職務執行者 小玉久男

次のページですが、専決処分書、潟上市市役所の位置を定める条例ほか182件の条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成17年 3 月22日 潟上市長職務執行者 小玉久男

合併日の3月22日に市長職務執行者が専決処分をし、その初議会に報告し、承認をお願いをするものでございます。

それでは、市になったため条例制定されたもの、市になって条例が変わったもの等を中心にご説明を申し上げます。

条例第1号、潟上市役所の位置を定める条例でございますが、地方自治法第4条第1項の規定に基づき、潟上市役所の位置を潟上市天王字上江川47番地100に定めるとともに、市役所の庁舎を天王庁舎、昭和庁舎、飯田川庁舎とするものでございます。

それから、条例第6号につきましては潟上市行政組織条例でございますが、市長部局に総務部・企画部・市民生活部・福祉保健部・産業建設部の5部を設置するものでございます。

次に、条例第8号につきましては潟上市地域審議会の設置に関する条例でございますが、合併特例法に基づき平成17年3月22日から平成27年3月31日までの間、合併前の昭和町及び飯田川町の区域ごとに地域審議会を置くものでございます。

次に、条例第23号、潟上市交通指導隊員設置に関する条例でございますが、道路交通の安全を保持するため45名以内の交通指導隊員を設置することを定めるものでございます。

条例第26号、潟上市防犯指導員設置に関する条例でございますが、犯罪及び事故のない明るい社会づくりを推進するため、20名以内の防犯指導員を設置することを定めるものでございます。

次に条例第31号でございますが、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例でございますが、公職選挙法の規定に基づき選挙用運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に条例第59号、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例でございますが、地方自治法の規定並びに政令の規定に基づき、工事の請負の契

約については1億5,000万円以上、財産の取得については2,000万円以上と定めるもの  
でございます。

次に条例第75号、潟上市財政調整基金条例から条例第88号、潟上市土地開発基金条例  
までは、各種基金の積み立て、管理及び処分について必要な事項を定めるものでござい  
ます。

続きまして条例第108号、潟上市福祉事務所設置条例でございますが、社会福祉法第  
14条第1項の規定により、市において福祉事務所を設置しなければいけないため、本条  
例を制定するものでございます。

次に条例第128号、潟上市障害者居宅支援金条例でございますが、これまで昭和町及  
び飯田川町において支給しておりました障害者年金を再編をいたしまして、市内全域で  
支給することを定めたものでございます。

次に条例第130号、潟上市介護保険条例でございますが、これは介護保険料等につい  
て定めたものでございます。

条例第137号、潟上市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び条例第138号、潟上  
市農業委員会委員の選挙区及び各選挙区の定数条例でございますが、在任特例の選挙に  
よる委員の定数を16と定め、最初に行われる選挙に旧3町を単位とする選挙区を設置す  
るものでございます。

条例第139号、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推選に関する条例及び条例  
第140号、潟上市農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例でござ  
いですが、選任による委員について、あきた湖東農協、あきた南農協、あきた中央農業  
共済及び管内土地改良区の代表である昭和土地改良区からそれぞれ1名、議会から2名  
の推薦による選任とするものでございます。

条例第159号、潟上市工場設置条例でございますが、潟上市に工場を新設または造設  
したものに対する固定資産税の課税免除及び雇用奨励金の交付に関して必要な事項を定  
めるものでございます。

次に条例第172号、潟上市道路占用料徴収条例でございますが、道路法の規定に基づ  
く占用料を合併時に再編し、必要な事項を定めるものでございます。

以上、大綱についてご説明を申し上げます。

○議長（赤平末次郎） これから承認第1号について質疑を行います。質疑ございま  
せんか。

(「なし」という声あり)

○議長(赤平末次郎) 質疑がないようですが、討論省略して、これを採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(赤平末次郎) ご異議がないようですので、承認第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第2、承認第2号、専決処分の承認について】を議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について提案理由の説明を求めます。企画部長。

○企画部長(鑑 利行) それでは、私の方から承認第2号について説明いたします。

この承認第2号につきましては専決処分の承認についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページ、4ページお願いいたします。

専決処分書でございます。

平成16年度潟上市一般会計暫定予算ほか12件の暫定予算を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

専決処分月日は、平成17年3月22日でございます。

ただいまの承認第3号の概要についてご説明いたします。

これにつきましては、ただいま説明申し上げましたとおり、平成16年度潟上市一般会計暫定予算について、それから平成16年度潟上市特別会計暫定予算について、いわゆる3月22日から3月31日までの10日間の予算でございます。

平成16年度潟上市一般会計暫定予算は、旧3町、一部事務組合及び合併協議会から引き継がれた予算に潟上市として新たに必要になった予算を加えたものでございまして、歳入歳出それぞれ25億876万9,000円となります。

その内容について概要をご説明申し上げます。

まず歳入については、平成17年3月22日から出納閉鎖の5月31日までに収入見込みとなるものでございます。潟上市は新たに発足する市であるため、前年度繰越金はございません。それで、旧3町の繰越金については、平成16年度潟上市暫定予算では雑入の歳計剰余金として新市に引き継がれることになっております。

次に、歳出につきましては主なものを申し上げます。3月分の光熱水費、燃料費、電話料、コピー料などの経常的な経費や扶助費、公債費などの義務的な経費が主なるものでございます。それにまた、施設の保守管理委託料など3月末までの契約期間のある委託料や工事期間の関係で旧町で支払えなかった工事費なども新市予算に引き継いでおります。

次に、合併に伴い新たに必要となった経費についてでございます。生活保護費の863万9,000円をはじめ、バス及び公用車の名称変更に336万1,000円、議場改修費として109万9,000円など、総額で新たに必要となった経費は1,632万3,000円でございます。

一般会計の最後の大綱でございますが、3町が新市に引き継いだ主な経費を申し上げます。

公債費として、組合分を含めると8億6,731万9,000円でございます。合併関連電子計算費として4億5,176万3,000円でございます。道路新設改良費として2億3,500万3,000円でございます。

以上が一般会計の暫定予算、16年度暫定予算の概要でございます。

次に、特別会計の概要についてご説明申し上げます。

これについても先ほど一般会計で説明したとおりでございますけれども、個別の特別会計について、まず国民健康保険事業特別会計については、歳入歳出予算の総額は4億8,601万7,000円でございます。主な内容は、保険給付費が3億5,695万2,000円でございます。

2番目の老人保健事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額は7億1,226万3,000円でございます。この主な内容は、医療給付費でございます。

それから、3番目の、3点目の介護保険事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額は3億5,206万8,000円でございます。主な内容は、保険給付費でございます。

次に、有線放送事業会計については、歳入歳出予算の総額は1,204万円でございます。内容は、公債費でございます。

それから、5つ目の農業集落排水事業特別会計事業については、歳入歳出予算の総額は1億448万8,000円となっております。

それから、公共下水道事業会計については、歳入歳出予算の総額は8億6,146万円でございます。この内容については、一時借入金の返済金、公債費等でございます。

あと、豊川財産区会計、それから下虻川、和田妹川、飯塚の財産区会計については、

別冊でお手元に配付してありますとおりでございます。

それから、土地取得特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額は2,000円でございます。これは、存置項目としてございます。

最後になりますが、水道事業会計については、収益支出の総額は5,928万6,000円で、主な内容は、公債費、利子の償還分でございます。

資本的支出の総額は2億5,769万7,000円でございます。主な内容は、老朽管の更新工事、これが1億2,109万1,000円でございます。

以上で、平成16年度潟上市一般会計と特別会計の暫定予算の説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） 説明が終わりました。

これより承認第2号について質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですが……はい、50番。

○50番（阿部幸基） 私から1点伺います。

今、ご説明ありました最後の9点の水道事業会計についての中の老朽管更新工事1億2,109万1,000円となっておりますが、これは旧昭和町の上水道、旧天王町の上水道にかかわる老朽管の更新工事だと思っておりますが、実際的には、どの地域を更新していくのか伺いたいと思っております。

○議長（赤平末次郎） はい。

○企画部長（鑑 利行） お答えします。

昭和町地域の本町地域でいた場合もありますけれども、それらの工事を本年度、それから16年度、17年度を重点的に進めます。飯田川地域も含んでおります。

以上です。

○議長（赤平末次郎） ただいまの答弁でよろしゅうございますか。

○50番（阿部幸基） はい。

○議長（赤平末次郎） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（赤平末次郎） ほかに質疑がないようですので、討論を省略して、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（赤平末次郎） ご異議がないようですので、承認第2号は原案のとおり可決さ

れました。

【日程第3、承認第3号、専決処分の承認について】を議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について提案理由の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） 承認第3号についてご説明いたします。

この承認第3号につきましては、専決処分の承認についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

6ページお聞き願いたいと思います。

専決処分書でございます。

地方自治法第260条第1項の規定に基づき、潟上市の字の名称を別紙のとおり変更することについて、同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

専決処分年月日は、平成17年3月22日でございます。

7ページに潟上市の変更前の字の名称と変更後の字の名称が掲載されております。この字の名称の変更についてであります。天王町天王は現行の大字といたしますが、これ以外の大字については、現行の大字の前に旧町の名称を付するなどを考慮して変更するものでございます。変更後の字の名称は、ここに掲載されているとおりでございますので、よろしく願います。

以上で説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） 説明が終わりました。

承認第3号について質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑なしと認めます。討論省略して、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（赤平末次郎） ご異議がないようですので、承認第3号は原案のとおり可決されました。

【日程第4、承認第4号、専決処分の承認について】を議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 承認第4号についてご説明を申し上げます。

専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

9ページの専決処分書でございますが、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令168条第2項の規定に基づき、潟上市の指定金融機関を次のとおり指定することについて同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成17年3月22日

指定金融機関の名称は、株式会社秋田銀行。主たる事務所の所在地は、秋田市山王三丁目3番1号でございます。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 説明が終わりました。

承認第4号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、討論省略して、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（赤平末次郎） ご異議がないようですので、したがって、承認第4号は原案のとおり可決されました。

【日程第5、承認第5号、専決処分の承認について】を議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 承認第5号についてご説明を申し上げます。

専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分書

地方公務員第7条第4項及び地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、秋田県と協議の上、別紙のとおり規約を定め、平成17年3月22日から潟上市が秋田県に公平委員会にかかわる事務を委託することについて、同法第179条第1項の規定に基づき専決

処分をする。

平成17年3月22日でございます。

12ページに、その規約を掲載してございますが、これは地方公務員法の規定に基づきまして公平委員会の事務を秋田県に委託をするものでございます。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 総務部長の説明が終わりました。

これより承認第5号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、討論を省略して、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（赤平末次郎） したがって、承認第5号は原案のとおり可決されました。

【日程第6、承認第6号、専決処分の承認について】を議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について提案理由の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鑑 利行） ただいま上程されました承認第6号についてご説明いたします。

この承認第6号につきましては専決処分の承認についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

日程第5、14ページをお開き願いたいと思います。

専決処分書でございます。

地方自治法第252条の6の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、平成17年3月22日から別紙規約により秋田周辺広域市町村圏協議会に加入することについて、同法第179条第1項の規定に基づき専決処分するというものでございまして、専決処分年月日は平成17年3月22日でございます。

内容についてご説明いたします。

この専決処分書については、旧3町で3月定例会において3月21日づけで脱退の議決をし、3月22日に潟上市として加入することとしたものでございます。この協議会を設ける市町村は、規約第3条によるところの秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟

町、井川町、大潟村の3市3町1村でございます。

以下、規約の変更を生じた条項についてご説明申し上げます。

15ページでございます。

第3条については、ただいまご説明したとおりでございます。第5条の組織について、協議会は会長及び委員6人をもって組織すると。この点については、以前は委員9人をもって組織するということになっておりました。その点について変更してございません。

以上で説明を終わります。

○議長（赤平末次郎） 説明が終わりました。

これより承認第6号について質疑を行います。はい、38番。

○38番（藤原幸雄） 承認第13号まで、前もって議案も差し上げて、各々に差し上げておりますので、これをひとつ議長の取り計らいで、時間のむだと言えども大変失礼ですが、質問に答えるという形でひとつ一括上程をしていただきたいと思います。議長のお取り計らいをお願いします。

○議長（赤平末次郎） 38番さん、今の6号についてを承認してから、7号から入ります。

（「了解」という声あり）

○議長（赤平末次郎） それでは、討論を省略して、この6号について原案のとおり採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（赤平末次郎） ご異議がないようですので、承認第6号は原案のとおり承認されました。

それでは、【日程第7、承認第7号から日程第13、承認第13号】までを一括上程いたします。

承認第7号の提案理由の説明を求めます。

（「省略」という声あり）

○議長（赤平末次郎） それでは、一括上程されましたものにご意見ございませんか。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑ございません。

討論ございませんか。

(「省略」という声あり)

○議長(赤平末次郎) それでは、討論を省略して、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(赤平末次郎) それでは、原案のとおり承認第7号から承認第13号までを承認することに決定いたしました。

【日程第14、議案第1号、潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(案)について】を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(大越 宏) 議案第1号についてご説明を申し上げます。

潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(案)についてでございます。

潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成17年3月28日

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律が4月1日に施行されることにより制定が必要となるもので、市の職員数、給与の状況の公表等に関して必要な事項を定めるものでございます。

前にお渡しをしてございます728ページに、その条例が載っております。第2条に、任命権者は毎年9月末までに前年度における人事行政の状況を報告をするということで、今回からは義務づけられたということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(赤平末次郎) 説明が終わりました。

議案第1号について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(赤平末次郎) 質疑がないようですので、討論を省略して、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(赤平末次郎) ご異議がないようですので、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(「議長」という声あり)

○議長(赤平末次郎) 37番。

○37番(小林友明) 議事進行上、38番さんと同様な提案をしたいと思いますが、議案の2号、3号、4号を一括上程して、そして審議していただきたいと思います。朗読、説明は省略して進めていただきたいと思いますが、よろしくお取り計らい、お願いします。

○議長(赤平末次郎) ただいま提案がありました【議案第2号から議案第4号】までを一括上程することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(赤平末次郎) ご異議がないようですので、議案第2号から議案第4号までを一括上程いたします。

説明は必要ですか。

(「省略」という声あり)

○議長(赤平末次郎) それでは、質疑、討論を省略して、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(赤平末次郎) 異議なしと認めます。よって、原案のとおり議案第2号から議案第4号は可決されました。

【日程第18、議案第5号から日程第31、議案第18号】までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(赤平末次郎) それでは、議案の朗読は一切省略して、説明は必要ですか。

(「省略」という声あり)

○議長(赤平末次郎) それでは、質疑、討論を省略して、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(赤平末次郎) それでは、議案第5号から議案第18号まで原案のとおり可決することに決定いたします。

以上で本臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて平成17年第1回……。

(「議長」という声あり)

○議長(赤平末次郎) はい、24番。

○24番(伊藤 博) 先ほど私、議長にお願いした件、あとで報告をというお話しでしたが、この会期中に行われるべきことだと思いますので、お取り計らいをお願いいたします。

○議長(赤平末次郎) 暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

.....  
午前11時04分 再開

○議長(赤平末次郎) 会議を再開いたします。

今調べたところ、過去に村井さんは認定農家として頑張っていた事実がございました。

以上、報告いたします。

これにて平成17年第1回潟上市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

---

午前11時04分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長

臨時議長

〃 署名議員

〃 署名議員

〃 署名議員